



市毛まさひろ
042-539-1775



池田 公三
042-530-0750

福生市議団ニュース

生活相談

法律相談

市毛まさひろ→090-3223-3923 毎月第2・第4 火曜日 要予約
池田 公三 →090-7946-5137 市毛・池田まで

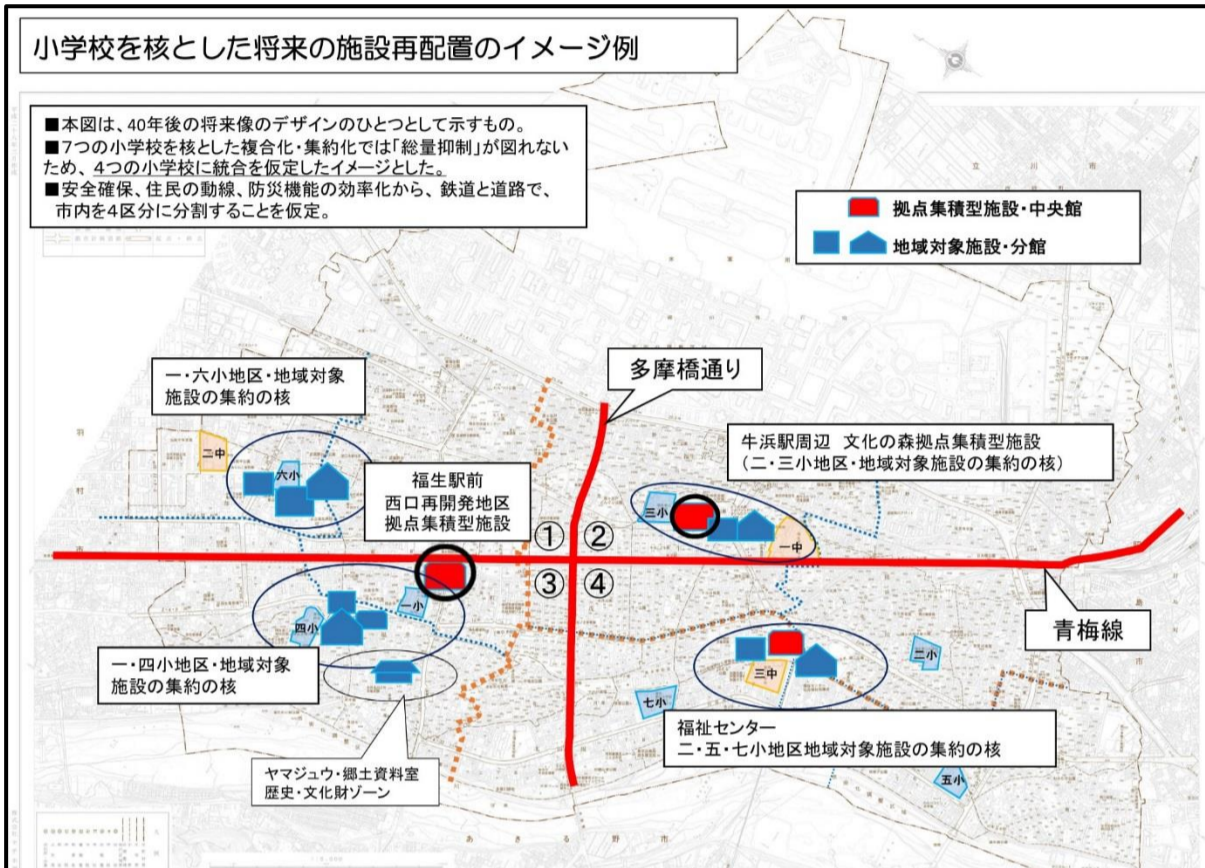
小学校7校を4校への削減!?

公共施設 20% 削減計画!

それがコナラ

福生市個別施設計画 公共施設再配置基本方針 (福生市HPより)

福生市は公共施設を20%削減することとし、そのために小学校を現在の7校から4校に削減し、その4校を中心に児童館、図書館、公民館、学童クラブなどを再配置し、施設の共用や複合化を図るとしています。この計画には大きな問題があります。



問題点① 子どもたちの 教育にマイナス

市の計画では、世界では常識である「少人数学級」をこれからもずっと導入しないという前提に立っています。少人数学級は、子どもの学力向上にも、先生方の過労死ライン越えの長時間勤務解消にも不可欠です。25人や30人学級なら、今より多くの教室が必要になります。4校では対応できません。学校が遠くなり、子どもたちにも保護者にも負担が増え、また、通学路での危険も増えてしまいます。

問題点② 公共サービスの 低下になる

これまでは、福生市は、東京26市平均よりも広い公共施設を整備してきました。その結果、200を超える公民館サークルが生まれ、市民の活発な文化・学習活動が展開されてきました。これは福生市の誇りです。それなのに、20%公共施設削減は、東京26市平均の市にレベルダウンさせることにはなりません。今でも、活動施設が不足して、毎月の抽選で外れたサークルが出ているのが現状です。今の施設を維持していくには、全ての施設に長寿命化工事を実施することで財源的に十分に可能です。歩いて行かれるところに、必要な公共施設がある、遠い公共施設には市内循環バスで気軽に行かれる、そういう福生市にするべきではないでしょうか。また、小学校は避難場所としての機能もあります。小学校を減らせば避難所も遠くなり、避難する人の過密も避けられません。



問題点③ 跡地は売却も 視野に

福生市の出した『公共施設再配置基本方針』の中には「総量抑制を原則とする」「再配置で生じた施設の跡地を売却、貸付すれば、再配置の財源にすることができるとあり、思い出の小学校や地域の会館や公民館を売却していく方針です。

問題点④ 市民の声 反映されていない

今回の方針は、西口再開発と一体となった、福生市の未来を大きくデザインする重要な計画です。しかし、市民への提案や周知などほとんど無く、市民不在のまま市の基本方針として出されています。本来であれば「市民協議会」や「市民討論会」「福生市未来デザインコンペ」など市民の声が反映される様々な仕組みづくりを模索する大きなチャンスであり、そのような市政運営をしていくことが民主的な地方自治体づくりに欠かせないはずではないでしょうか。

新型コロナ・お役立ち情報特集！日本共産党

Q: 「1人10万円」とは別に子育て世帯や妊婦さんに追加の給付があるってホント？

A: 子育て世帯の方には「子育て世帯向け臨時特別給付金」があります。児童手当の受給世帯に、児童1人につき1万円が臨時に支給されます。申請は不要で、対象者には、福生市が「お知らせ」をおこないます(支給は6月末頃を予定)。対象は今年3月31日までに生まれた児童で、今年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含まれます。所得税、個人住民税は非課税となります。生活保護世帯にも給付され、収入認定されません。差し押さえは法律で禁止されています。

妊婦の新型コロナウイルス感染を防ぐため、感染防止のために必要な物品及びタクシー移動等に使える商品券とタクシー券合わせて1万円分を配布します。問い合わせは福生市子ども育成課子育て支援係 ☎042-551-1737

Q: 会社員です。会社の指示で仕事を休んだ場合の補償はありますか？

A: 会社の指示で休業する場合、休業手当(平均賃金の6割以上)が受け取れます。

経営不振による「整理解雇」も、4要件((1)必要性(2)解雇回避の努力(3)人選の合理性(4)説明・協議)に照らして妥当性が問われます。有期雇用の中途解雇は、やむを得ない理由がない限り認められず、**通常の解雇よりも厳しく判断**されます。(「東京都 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」で検索)

Q: 学校が休校で働きにいきませんでした。その場合の休業補償はどうなっていますか？

A: 休校に対応して(1)従業員(アルバイト等を含む)(2)業務委託契約で仕事をする個人に対する厚労省の補償制度があります。小学校だけでなくフリースクールの休校、保育園や学童などの登園自粛要請、休校でなくても子どもの風邪症状や濃厚接触などのために仕事を休んだ保護者も対象になります。親だけでなく祖父母なども対象です。子どもの基礎疾患のために仕事を休んだ場合も含まれます。対象期間は2月27日～6月30日。

●個人の場合

本人が申請書や添付書類(住民票、業務委託契約の証明など)を「受付センター」に郵送します。**支援額は1日4100円。業務委託ではない自営業者は対象外です。問い合わせはハローワーク青梅 ☎0428-24-8609(31#)**

●従業員の場合

「雇用調整助成金」が事業主に支給されます。その助成金を使って事業主が年休とは別に全額支給の有給休暇制度を新設。従業員はそれを利用する形です。制度がなければ要求しましょう。**助成額の上限は1日8330円。**

Q: 税金や公共料金の支払いも大変。何か制度はありますか？

A: 2月からの一定期間(1カ月以上)で、収入が前年同月比で20%以上減少した場合、納税が原則1年間猶予されます。担保は不要で、延滞税は全額免除。固定資産税などの軽減も。電気・ガス・水道など公共料金については、3月25日から支払い猶予の受け付けが始まっています。また5月からの新制度として「国民年金」「国民健康保険」「介護保険」「後期高齢者医療制度」にも一定の収入が減った方への減免制度が設けられます。

Q: 生活や学費で困ったときに、利用できる制度はありますか？

A: 次のような制度があります↓

☆住居確保給付金

家賃が3カ月支給されます(上限あり)。「特別な事情」がある場合、**最長9カ月まで支給延長**。離職・廃業をしていなくても、収入減少によって住居を失う恐れのある人も対象です。自宅外で親から支援を受けず、アルバイトなどで生活をしている**学生も対象**になります。問い合わせは社会福祉課福祉総務係 ☎042-551-1735

☆生活福祉資金

緊急小口資金と総合支援資金があります。従来の「低所得世帯等に限定」を緩和し、収入の減少があれば、休業や失業状態でも適用の対象に。自営業者や個人事業主、アルバイトでも可能です。**両方で最大80万円まで借りられます**。返済時に住民税非課税世帯以下の場合返還免除となります。問い合わせは福生市社会福祉協議会 ☎042-552-2121



☆生活保護

厚労省は事務連絡で、「生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取」し、「速やかな保護決定」を求めました。

問い合わせは社会福祉課福祉総務係 ☎042-551-1735

☆学費などの支援

大学、短大、高専、専門学校生について、文科省は、新型コロナウイルスの影響で家計が急変した学生への支援についての事務連絡を出しています。それによると、4人世帯で年収が380万円以下の世帯の学生に、**授業料・入学金の減免と給付型奨学金を支給**するとしています(詳細は「日本学生支援機構」を検索)。また、政府は**今後学生に対して10万から20万円の給付**をする考えを示しています。



Q: 事業者向けの給付金や融資制度はどうなっていますか？

A: 様々な種類があるので、福生市の「事業者向けよろず支援相談専用ダイヤル」にまずは相談してみましょう

福生市では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている市内中小企業・個人事業主を対象とした専用相談ダイヤルを開設しました。**専門家(中小企業診断士)が、事業者が抱える資金繰りや業況悪化に伴う経営上の不安、国や東京都の支援策への手続き方法の相談等に答えます。⇒☎042-513-3222 次のような制度があります↓**

☆中小事業者やフリーランスなど個人事業主には「持続化給付金」が出ます

ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、**法人は200万円、個人事業主は100万円**を上限に、昨年1年間の売り上げからの減少分を給付する制度です。医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人、フリーランスも対象です。**使途に制約はありません。**

☆公的金融機関の無利子・無担保融資があります

特別貸付・特別利子補給制度による公的金融機関の**無利子・無担保融資**が受けられます。新型コロナウイルスの影響を受けて(1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少(2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合でも、過去3カ月の平均売上高が5%以上減少一などの**条件を満たせば対象**になります。

☆民間金融機関の信用保証付き融資があります

一般保証(限度額2・8億円)を受けられます。それに加えて、売上高の減少率に応じてセーフティーネット4号、5号の特別制度の利用も可能です。**別枠で危機関連保証**も利用できます。都道府県の制度融資を活用すれば、**実質無利子・無担保となるケース**もあります。すでに受けている信用保証付きの融資も、**実質無利子融資への借り換え**が可能です。